

## 大幅な株式分割等が行われた株券に係る手数料の料率の特例

平成 19 年 9 月 30 日現在

この特例は、大幅な株式分割等が行われた株券（以下「特例株券」という。）に係る手数料の料率に関し、必要な事項を定める。

### 1. 用語

この特例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 分割比率 株式の分割において、分割後の発行済株式の総数を分割前の発行済株式の総数で除して得た数をいう。
- (2) 割当比率 株式無償割当てにおいて、割当て後の発行済株式の総数を割当て前の発行済株式の総数で除して得た数をいう。
- (3) 併合比率 株式の併合において、併合後の発行済株式の総数を併合前の発行済株式の総数で除して得た数をいう。
- (4) 単元株式数の変更比率 単元株式数の変更において、変更前の単元株式数を変更後の単元株式数で除して得た数をいう。
- (5) 特例株券 平成 13 年 10 月 1 日以降行われた株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又は単元株式数の変更（金融商品取引所に上場（日本証券業協会が証券取引法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 65 号）による改正前の証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 67 条第 2 項に規定する店頭売買有価証券市場を閉鎖した日前における同協会への登録を含む。）される前に行われたものを除く。）について、それぞれ行われる都度算出された分割比率、割当比率、併合比率又は単元株式数の変更比率をそれぞれ乗じて得た数（以下「分割等による調整率」という。）が 10 以上となる株券をいう。

### 2. 分割等による調整率の変更日

機構は、株式の分割、株式無償割当て又は株式の併合にあっては当該基準日の翌日又は当該株券提出期日の翌日に、単元株式数の変更にあつては変更日に、分割等による調整率の変更を行うこととする。

### 3. 特例株券に係る預託、振替、交付、保管手数料の各徴収料率

- (1) 預託、交付、保管手数料の各徴収料率  
株券等に関する手数料及びその料率（以下「手数料及びその料率」という。）1.(1)株券(注)1.に定める各料率に、10 を分割等による調整率で除して得た数を乗じて得た額
- (2) 振替手数料の徴収料率  
手数料及びその料率改正附則（平成 18 年 4 月 1 日施行）第 2 項に規定する別表第 2 第 1 号(注)1.に定める料率に、10 を分割等による調整率で除して得た数を乗じて得た額

4．特例株券に係る各手数料の徴収対象者

(1) 預託、交付、保管手数料

手数料及びその料率 1.(1) 株券に定める各徴収対象者

(2) 振替手数料

手数料及びその料率改正附則（平成 18 年 4 月 1 日施行）第 2 項に規定する別表第 2 第 1 号に定める徴収対象者